

令和6年度 訪問型サービスの基本報酬、加算、減算の改定について

【 基本報酬 】

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正		
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度	1,176単位	
	週2回程度	2,349単位	週2回程度	2,349単位	
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度	3,727単位	
1回当たり	月1回～4回	268単位	標準的なサービス	287単位	
	月5回～8回	272単位			
	月9回～13回	287単位	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">回数区分を統合し各区分の単価を引上げ</div>	* 20分～45分の生活援助	179単位
				* 45分以上の生活援助	220単位
	短時間の身体介護	167単位		短時間の身体介護	163単位
				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">月当たり上限を回数から単位数(3,645単位)に変更</div>	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高齢者目線にたったサービス内容に応じた内容の区分を新設</div>	

【 加算・減算 】

加 算	
特別地域加算	15/100
中山地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する物へのサービス提供加算	5/100
初回加算	200単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位
* 口腔連携強化加算	50単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	137/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	100/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	55/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	63/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	42/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員等ベースアップ等支援加算	24/1000 <small>所定単位数の</small>

【算定要件】*新設

①利用者の口腔状態の評価結果を歯科医療機関やケアマネージャーに情報共有する。

②口腔状態の評価にあたり、歯科医療機関との連携体制を構築する。

令和6年6月から変更	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	245/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	224/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	182/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	145/1000 <small>所定単位数の</small>
令和7年3月31日までの間	221/1000 <small>所定単位数の</small>
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	76/1000 <small>から</small>

減 算	
* 高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
* 業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

【算定要件】*新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。

【算定要件】*新設

業務継続計画を策定しておらず、必要な措置が講じられていない場合。
(令和7年3月31日まで経過措置あり)

【 報酬改定に伴う変更点 】

○生活援助(Ⅰ～Ⅲ) (訪問型独自サービスⅠ/2、Ⅱ/2、Ⅲ/2) ※生活援助のみのサービス

→ サービスコード廃止

生活援助のみのサービスを利用している方は、回数での算定となる。

(20分～45分：179単位×サービス提供回数)

(45分以上：220単位×サービス提供回数)